

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 9 号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和 2 9 年多久市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 . 1 6」を「1 0 0 分の 1 0 . 9 4」に改める。

第 4 条中「2 6 , 3 0 0 円」を「2 9 , 8 0 0 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「3 0 , 2 0 0 円」を「3 2 , 2 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「1 5 , 1 0 0 円」を「1 6 , 1 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「2 2 , 6 5 0 円」を「2 4 , 1 5 0 円」に改める。

第 6 条中「1 0 0 分の 3 . 0 8」を「1 0 0 分の 3 . 4 0」に改める。

第 7 条中「7 , 8 0 0 円」を「9 , 1 0 0 円」に改める。

第 7 条の 2 第 1 号中「8 , 3 0 0 円」を「9 , 1 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「4 , 1 5 0 円」を「4 , 5 5 0 円」に改め、同条第 3 号中「6 , 2 2 5 円」を「6 , 8 2 5 円」に改める。

第 8 条中「1 0 0 分の 2 . 3 9」を「1 0 0 分の 2 . 5 9」に改める。

第 9 条中「9 , 8 0 0 円」を「1 2 , 1 0 0 円」に改める。

第 9 条の 2 中「4 , 8 0 0 円」を「5 , 3 0 0 円」に改める。

第 2 1 条第 1 号ア中「1 8 , 4 1 0 円」を「2 0 , 8 6 0 円」に改め、同号イ(ア)中「2 1 , 1 4 0 円」を「2 2 , 5 4 0 円」に改め、同号イ(イ)中「1

0, 570円」を「11, 270円」に改め、同号イ(ウ)中「15, 855円」を「16, 905円」に改め、同号ウ中「5, 460円」を「6, 370円」に改め、同号エ(ア)中「5, 810円」を「6, 370円」に改め、同号エ(イ)中「2, 905円」を「3, 185円」に改め、同号エ(ウ)中「4, 358円」を「4, 778円」に改め、同号オ中「6, 860円」を「8, 470円」に改め、同号カ中「3, 360円」を「3, 710円」に改め、同条第2号ア中「13, 150円」を「14, 900円」に改め、同号イ(ア)中「15, 100円」を「16, 100円」に改め、同号イ(イ)中「7, 550円」を「8, 050円」に改め、同号イ(ウ)中「11, 325円」を「12, 075円」に改め、同号ウ中「3, 900円」を「4, 550円」に改め、同号エ(ア)中「4, 150円」を「4, 550円」に改め、同号エ(イ)中「2, 075円」を「2, 275円」に改め、同号エ(ウ)中「3, 113円」を「3, 413円」に改め、同号オ中「4, 900円」を「6, 050円」に改め、同号カ中「2, 400円」を「2, 650円」に改め、同条第3号ア中「5, 260円」を「5, 960円」に改め、同号イ(ア)中「6, 040円」を「6, 440円」に改め、同号イ(イ)中「3, 020円」を「3, 220円」に改め、同号イ(ウ)中「4, 530円」を「4, 830円」に改め、同号ウ中「1, 560円」を「1, 820円」に改め、同号エ(ア)中「1, 660円」を「1, 820円」に改め、同号エ(イ)中「830円」を「910円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 245円」を「1, 365円」に改め、同号オ中「1, 960円」を「2, 420円」に改め、同号カ中「960円」を「1, 060円」に改める。

第21条の3第1号ア中「3, 945円」を「4, 470円」に改め、同号イ中「6, 575円」を「7, 450円」に改め、同号ウ中「10, 520円」を「11, 920円」に改め、同号エ中「13, 150円」を「14, 900円」に改め、同条第2号ア中「1, 170円」を「1, 365円」に改め、同号イ中「1, 950円」を「2, 275円」に改め、同号ウ中「3, 120円」を「3, 640円」に改め、同号エ中「3, 900円」を「4, 550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。